

仕 様 書

1 件 名
可動式机購入

2 納品場所
草加市新里町106番地6
草加市高年者福祉センターふれあいの里

3 納品期限
契約締結後から令和8年3月31日まで

4 支払方法
業務完了後（一括払い）

5 品名及び数量
会議用テーブル21台：コクヨ F L F - 1 8 0 4 K N S - S 1 P W 2
天板ホワイト・脚シルバー

6 その他
(1) 上記規格仕様と同等商品の場合は、事前に資料、カタログ等を添付し、承認を得ること。
(2) 指定の場所に搬入すること。なお、当施設は土日祝日も開館していることから、作業日時は関係職員と十分協議のうえ、事前に承諾を得ること。
(3) 物品の搬入については、当施設の業務に支障が生じないように計画すること。また、利用者等に対する安全の確保には細心の注意を払うこと。

7 疑義についての協議
本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議のうえ、定めるものとする。

8 共通事項
(1) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
(2) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
(3) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為によ

る被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

(5) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。

(6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

9 問合せ先

草加市高年者福祉センターふれあいの里 担当：小元

電話 048(920)6222